



# インハウスレポート

【当会会員】

山下 瞬(67期)

Yamashita Shun



インハウスローヤー(組織内弁護士)とは、企業や団体に所属する弁護士、省庁や自治体に職員として勤務する弁護士の総称です。本企画は、当会所属のインハウスローヤーに経験談を紹介していただく連載企画です。

## ：1 三足のわらじ

「二刀流」という言葉は、大リーグで数々の記録を打ち立てる大谷翔平選手の代名詞ですが、これと似た言葉である「二足のわらじ」とは、あまり言われることはありません。大谷選手は、誰も挑戦しない、普通でないことをしたからこそ、「二刀流」という言葉が定着したのだという解説に納得したものでした<sup>※1</sup>。

さて、その意味で私は、①「インハウスローヤー」、②「嘱託弁護士」及び③「法学徒」という「三足のわらじ」を履いていることになります(おこがましく「三刀流」なんて申し上げませんので、お間違ひなく!)。そこで今回は、私の「三足のわらじ」のお話にお付き合いいただけると幸いです。

## ：2 インハウスローヤーとして(一足目)

現在、ビジネスの領域におけるハードローからソフトローへの移行の進展や、公共分野における社会課題解決の必要性から、立法ないし法創造の役割が重要視されるようになってきています。こうしたいわゆるルールメイキングと呼ばれる分野は、今後弁護士の職域拡大の点でも大きな意味を持つようになると予想されています。

私は、元々自治体職員として自治体の条例などルールづくりに携わってきました。そうした中で、全国で初めて手話を言語と認める条例制定に関する機会を得ました。かつては学校で手話を使うことが禁止されながらも手話を継承してきたことなど、当事者との対話の中で多くの学びやルールづくりのヒントを得ました。この条例制定を契機

として、職場や学校で手話に関する様々な取り組みが行われるなど、ろうあ者に対する理解や配慮が進むことになりました。今では500を超える自治体が同様の条例を制定するなど、全国的な広がりを見せています。

そもそも、ルールは、人々の意思決定や行動を変えることを通じて、社会を変えていきたいという場合に使われるツール<sup>※2</sup>と言えますが、手話言語条例制定の過程を通じて、私はルールづくりの意義とその可能性に気付かされることになりました。その後も、自治体の任期付公務員として、被災からの復興をルールづくりの面からサポートしたり、国家的な機関において、官僚とともに、政府の推し進めるエネルギー政策に関する法制度の設計に関与したりするなど、ルールメイキングの経験を積み重ねることになったのです。

現在は、弁護士の全国組織である日本弁護士連合会のように、公認会計士の全国組織である日本公認会計士協会のインハウスローヤーとして働いています。同協会では、企業の会計不祥事などによって失われた信頼を回復させるための数十年ぶりの自主規制ルールの全面改正を主導し、100本以上のルール改正を取りまとめました。その後も、契約レビューや紛争対応など通常のインハウス業務と並行しながら、社会の要請に応えるべく毎年のように行われる自主規制ルールの制定改廃をサポートしつつ、直近では、2022年の公認会計士法改正に伴うルールの見直し対応などを支援してきました。

こうしてみると、自ら望んでルールづくりのキャリアを積み上げているように見えますが、実際のところは、貸与制世代の就職氷河期の中で、どうにか生き残りの道を模索した結果、ルールづ

※1「なぜ大谷翔平は『二刀流』 国語学者が語る『二足のわらじ』との違い」朝日新聞デジタル, 2023.2.3  
※2 森田果(2020)『法学を学ぶのはなぜ? 一氣づいたら法学部、にならないための法学入門』有斐閣

くりを武器として歩んでいく道を見出したと言えるのではないでしょうか。

### ● 3 嘴託弁護士として(二足目)

現在の職場は、弁護士会と同じ士業団体ということで公益活動にも理解があり、本会の活動などにも積極的に参加させていただいております。現在は、本会の調査室嘱託（会規制定）としても勤務（兼職）しております。障がい者福祉に携わってきたご縁で、高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会の活動に取り組んでいたところ、そこでの仕事振りを見込んで嘱託弁護士へとお声がけいただいたとのことです（今では、完全に乗せられたと思っていますが（笑））。

会規制定委員会は、ご承知のとおり、所管委員会が作成した会規の制定改廃に関する案文について、法制執務の観点から「てにをは」を含めて審査する、ある意味、本会における「内閣法制局」のようなところです。ルールづくりに携わってきた者としては、弁護士会のルールづくりに参画できることは大変光栄なこともありますし、本会の施策などについての勉強の日々もあります。

他方で、会規制定委員会に出席された所管委員会の先生方にはご承知のとおり、「てにをは」から政策論に至るまで長時間にわたる激論が交わされます。そのため、時には問い合わせられるような感覚を覚えたり、どのように対応すればよいか分からなくなったりして、ルールづくりに対するモチベーションを低下させてしまうこともあると伺っております。

しかしながら、私の拙い経験からすると、良いルールとは、「ルールに対する想い」と「法制執務の技量」の掛け算によって規定されると考えています。つまり、どちらが欠けてもダメで、両者が揃って最強なのです。むしろ、ルールに対する「熱い想い」こそが大切です。昭和世代の根性論のように聞こえるかも知れません。ただ、手話言語条例や被災地復興条例など「熱い想い」が込められたルールは、多少たどたどしい文言だとしても、光り輝くルールとなり得ることを、身をもって経験してきました（逆に、「日弁連が変えろと

言っているから」などと後ろ向きな気持ちで取り組むと、マイナスのルールになりかねません）。

その意味においては、嘱託弁護士として、所管委員会の想いを受け止め、審議における実りある議論の下地をつくり、本会のよりよいルールづくりの実現に貢献することが自らに課されたミッションであると認識しているところです。

### ● 4 法学徒として(三足目)

こうしてインハウスローヤーや嘱託弁護士としてルールづくりに携わっていると、日々、自らの足らざるところに気付かされるものです。そのため、現在は社会人大学院生として、法社会学の観点から、ルールづくりを経験科学的に実証する研究に取り組んでいます。研究を進めるなかで、「ルールメイキング」などという横文字が流行る以前より、末弘巖太郎博士、川島武宜博士、平井宣雄博士などが、経験科学を用いた立法学・法政策学の必要性を説いておられることを知り、その慧眼に驚かされます。

研究自体はまだ緒についたばかりですが、ロースクール時代（絶滅危惧種の社会人未修者です）には見向きもしなかった、法社会学や法哲学といった基礎法学の分野やAIやデータアナリティクスといった最先端の知識をワクワクしながら学んでいるところです。いずれは、こうした学究的な取り組みをルールづくりの実務にフィードバックできるようにしていきたいと考えております。

### ● 5 終わりに代えて(四足目?)

以上、私の「三足のわらじ」について駆け足でご説明させていただきました。従来のインハウスレポートと異なり、少々はしゃぎ過ぎた点は何卒ご容赦ください。私に活躍の機会を与え、見守ってくださる本会の諸先生方及び事務局の方々への感謝の念を忘れず、今後も精進して参る所存です。

最後に、本原稿を妻に見せたところ、「四足目のわらじをお忘れなく！」と釘を刺されたことを付言して筆をおくことにいたします。